

## 新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱

5福祉子家第127号  
令和5年7月31日

### 第1 目的

この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項に規定する産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する東京都内の医療機関における自動聴性脳幹反応検査機器（以下、「自動ABR検査機器」という。）購入の経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### 第2 補助対象

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱」（令和5年7月31日付5福祉子家第126号）（以下「実施要綱」という）第2条に基づき医療機関が実施する事業とする。

### 第3 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### 第4 交付の条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

### 第5 交付申請

この補助金の交付申請は、別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

### 第6 交付決定及び通知

知事は、医療機関から提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第4の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

### 第7 変更申請

この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第5に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

## 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 別 記

### 補助条件

#### 1 実施状況報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

#### 2 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について、別に定める日までに、別記第2号様式に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

#### 4 補助金の額の確定

知事は3に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### 5 是正のための措置

知事は、1による実施状況報告及び3による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

#### 6 交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、4により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

- ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

## 7 様助金の返還

- ア 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を補助事業者に命ずる。
- イ 補助事業者は、4の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を知事へ速やかに返還しなければならない。

## 8 違約加算金

補助事業者は、6に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 9 延滞金

- ア 補助事業者は、7のアの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- イ 補助事業者は、7のイの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、知事が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、アの規定を準用する。

## 10 事情変更による届出

補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

## 11 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

## 12 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価50万円以上の財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

## 13 財産処分による収入の納付

12 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### 14 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 15 関係書類の保管

補助事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

#### 16 仕入控除税額の報告

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### 17 雜則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
実施医療機関 1 か所あたり 3, 600, 000 円 (実施医療機関 1 か所につき 1 台を限 度とする。)	自動 A B R 検査機器を導入するた めの備品購入費	10 / 10